

インボイス制度と問題点

インボイス制度とは適格請求書（インボイス）を使った課税取引および消費税申告の方法を言い、軽減税率の導入により消費税が8%と10%と複数税率になる事から導入が検討されてきた制度です。

まず、インボイスを知るには消費税の申告の仕組みを知る必要があります。

消費税の申告には本則課税と簡易課税の2種類があります。

本則課税とは売上で得た消費税から仕入税額控除を引いた差額を納税する方法。簡易課税は売上からみなし仕入額（売上×みなし仕入率）を引いた差額に税率を掛けて納税する方法です。インボイス制度が影響する申告は本則課税の申告です。

インボイスとはなにか？

インボイスとは登録番号、適用税率、消費税額が記載された請求書のことを言います。インボイスは課税事業者（消費税を納める義務がある事業者）で、インボイス発行事業者登録をした事業所でないと発行する事ができません。売上1000万円以下の免税事業者（消費税を納める義務がない事業者）は発行できないのです。仮に売上400万円の一人親方だとしてもインボイスを発行するには課税事業者となって発行事業者登録をしなければなりません。

インボイス制度が始まるとインボイスに記載されている分の消費税しか仕入税額控除ができなくなってしまう。つまり、インボイスではない請求書では既に支払った消費税であっても、もう一度納税する事になってしまうのです。その為、中小企業・一人親方への課税事業者登録の強要、消費税分の値引き強要、免税事業者との取引停止などの問題が懸念されています。複数税率への対応であれば、消費税率と税額が記載されている区分記載請求書で対応可能であり、インボイス制度を導入する必要はありません。

簡易課税を選択している事業者も無関係ではありません。フランスではインボイス制度導入により、簡易課税制度の廃止。ドイツでは適用範囲を売上755万円へ縮小など、簡易課税排除への動きがあります。

インボイス制度による簡易課税制度への影響とは

●売り手としての影響

インボイス制度において、適格請求書(以下「インボイス」)を発行するには、適格請求書発行事業者になる必要があります。

登録自体は任意ですが、登録することに簡易課税制度かどうかは関係ないため、簡易課税事業者であっても、インボイスを発行したければ適格請求書発行事業者に登録しなければなりません。

インボイス制度では、インボイスのみが仕入税額控除の対象となるため、取引先からインボイスの発行を求められる可能性があります。特に、インボイス制度が開始される2023年10月1日からインボイスが必要になる場合は、2023年3月31日までに適格請求書発行事業者の登録手続きを済ませることが求められていますので、早めに手続きを済ませておきましょう。

●買い手としての影響

簡易課税制度では預かり消費税額から納付する消費税額を計算するため、本則課税のように仕入税額を集計・計算する必要はありません。そのため、受け取った納品書や請求書等がインボイスであってもなくても消費税の納税額計算には影響なく、かつ、インボイス制度下で仕入税額要件となる「インボイスの保存」も簡易課税事業者には仕入税額控除の要件とはなりません。

つまり、これまで通りの計算方式で納税でき、国税関係帳簿や書類の保存方法も変える必要はない、ということになります。

簡易課税を選択しておくことでインボイス制度の影響が少なくなる？

インボイス制度の際に簡易課税を選択した場合、みなし仕入率が消費税額の計算に使われるため、相手が適格請求書発行事業者でなくても税額の控除が可能となり、インボイス制度による影響が少なくなるのがメリットです。特にみなし仕入率が高い事業を展開している場合、簡易課税を選択する方が納税額の面でも利点が生まれます。

適格請求書発行事業者への登録は必要

インボイス制度がはじまっても、簡易課税を選択していれば、自社にとっての影響は少なくなります。しかし、相手企業が簡易課税を選択していない場合、インボイス制度の影響を懸念して「適格請求書発行事業者」以外との取引を避けるようになる可能性があるでしょう。そのため取引先の方針を注視しつつ、インボイス制度の開始前に適格請求書発行事業者に登録することも検討する必要があります。